別紙3-3

指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

致 띰 後 致 끰 浱 別表 別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 (略) 1 (略) 2 介護保健施設サービス 2 介護保健施設サービス イ・ロ (略) イ・ロ (略) $注 1 \sim 7$ (略) $注 1 \sim 7$ (略) 8 介護保健施設サービス費(I)の介護保健施設サービス費(ii) (新設) 及び(1)、介護保健施設サービス費(1)の介護保健施設サービ ス費(ii)、介護保健施設サービス費(III)の介護保健施設サービ ス費(i)並びに介護保健施設サービス費(II)の介護保健施設サ ービス費(i)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準 に該当する介護老人保健施設については、室料相当額減算 として、1日につき26単位を所定単位数から減算する。 「別に厚生労働大臣が定める施設基準」=厚生労働大臣が 定める施設基準第五十七号の二【参考23-3】 $9 \sim 22$ (略) $8 \sim 21$ (略) ハ~ケ (略) ハ~ケ (略) 3 (略) (略) 4 介護医療院サービス 4 介護医療院サービス イ~へ (略) イ~へ (略) 注1~8 (略) 注1~8 (略) (新設) 9 Ⅱ型介護医療院サービス費(I)のⅡ型介護医療院サービス 費(i)、Ⅱ型介護医療院サービス費(I)のⅡ型介護医療院サー ビス費(ⅰ)、Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅲ)のⅡ型介護医療院 サービス費(i)及びII型特別介護医療院サービス費のII型特

別介護医療院サービス費(i)について、別に厚生労働大臣が 定める施設基準に該当する介護医療院については、室料相 当額減算として、1日につき26単位を所定単位数から減算 する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める施設基準」=厚生労働大臣が 定める施設基準第六十八号の四の二【参考23-3】

 $10 \sim 16$ (略)

ト~フ (略)

 $9 \sim 15$ (略) ト〜フ (略)